

○警察における証明事務の取扱要領の制定について
(平成28年2月23日例規第7号)

[沿革] 平成29年3月例規第6号改正

この度、警察における証明事務の取扱要領を別記のとおり制定し、平成28年2月23日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、警察における証明事務の取扱いについて（昭和43年6月例規第13号）及び警察における証明事務の取扱いについての一部改正について（平成元年7月例規第34号）は廃止する。

別記

警察における証明事務の取扱要領

第1 警察における証明事務の取扱い

1 方針

警察において行う証明は、所管の行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ取り扱い、事実の証明のできない場合に当該事案の証明に代えて単に形式的に届出を受理した旨の証明は、次の場合のほかは行わないこと。

- (1) 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されているもの
- (2) 証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合は出願者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (3) 官公庁等から、事務の取扱い上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当である別表に掲げるもの
- (4) (3)に掲げるもののほか、官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱い上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適当である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (5) その他特別な事情が認められるもの

2 取扱い上の留意事項

証明事務の取扱いに当たっては、次の点に留意し、慎重に行うこと。

- (1) 証明内容の確認手続を適正にすること。
- (2) 証明を必要とする事由を確認すること。
- (3) 出願者が適当な当事者であることを確認すること。
- (4) 民事事件等に悪用されるおそれのある事項を除外すること。

(5) 証明書の発給枚数を諸般の事情に配慮して必要な限度にとどめること。

第2 証明書

1 発行要領

(1) 証明願を受理する場合は、出願者が適当な者であることを確認するとともに、使用目的及び提出先を確認すること。

(2) 証明願に係る当該事実、届出の有無等について所要の調査を行った上、所属長の決裁を受けた後、証明書を発行すること。

2 記載要領

証明書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 法令その他規程に規定されている様式による証明願については、当該様式に従って必要な事項を記載すること。

(2) 出願者が提出した任意の様式による証明願については、その末尾の空白部分に「上記（右）のとおり相違ないことを証明する。」旨及び必要な事項を記入すること。

(3) 出願が口頭でなされた場合は、別記様式に必要な事項を記載すること。

第3 留意事項

1 証明願の受理に当たっては、当該願出の内容を十分聴取し、警察における証明に関して疑義があるときは、警務部警務課へ照会すること。

2 証明書の交付は、事実の証明で調査期間を要するものなど特別の事情のある場合のほかは、原則として即日行うこと。

3 居住証明、被災証明その他警察の所管事務以外の事項に係る証明の願出を受けた場合は、警察の所管外である旨を説明するとともにその取扱機関を教示すること。

4 公安委員会、警察署長等の所管する事務のうち、許認可証等の再交付に当たっては、第1の1の方針により、原則として、遺失又は盗難についての警察への届出の事実に関する証明書の提出を求めないこと。

別表（第1関係）

官公庁等からの要請に基づき警察において証明を行うもの（遺失及び盗難届受理関係）

省庁名	件名
法務省	1 在留カード 2 特別永住者証明書 3 外国人登録証明書
外務省	旅券

国税庁	雑損控除の対象となる物件 (雑損控除申請のため)
最高裁判所	有価証券等 (公示催告手続申立のため)

※ 外国人登録証明書については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が平成24年7月9日に施行されたことに伴い廃止されているが、当面の間、一部の外国人登録証明書は、在留カード又は特別永住者証明書としてみなされる。

別記様式(第2関係)

証 明 書	
出願者	住所 職業 氏名 年齢
証 明 事 項	
上記のことについて証明する。 平成 年 月 日 所 属 長 名	